

議案第16号

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例について

小松島市印鑑条例（平成4年小松島市条例第25号）の一部を別紙の
ように改正する。

令和2年3月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例

小松島市印鑑条例（平成４年小松島市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第６条第１号中「備考欄に記録」を「備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）が」に改める。

第７条第３号中「（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同条第８号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。